津久見市業務継続計画（ＢＣＰ）策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

（令和７年９月１０日告示乙第４０号の４）

（設置）

第１条 公募型プロポーザル方式により実施する津久見市業務継続計画（ＢＣＰ）策定業務委託に係る事業者の選定(以下「事業者選定」という。)について、事業者からの提案内容を公平かつ適正に審査するため、津久見市業務継続計画（ＢＣＰ）策定業務委託に係る事業者選定における公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会は、事業者選定に係る関係書類の審査を所掌する。

（組織）

第３条 委員会は、５名以内で組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が指名する。

⑴ 津久見市副市長

⑵ 大分県職員

⑶ その他市長が適当と認める者

（委員長及び副委員長）

第４条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ１名置く。

２ 委員長は津久見市副市長とし、副委員長は、委員の中から互選する。

３ 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条 委員の任期は、第２条に規定する任務が終了するまでとする。

（会議）

第６条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

２ 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

３ 委員長は、委員会を招集する時間的余裕がないと認められる事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

（委員の責務）

第７条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

２ 委員は、直接又は間接にかかわらず、事業に関する提案等に参加してはならない。

３ 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の非公開）

第８条 委員会は、非公開とする。

（委員会の庶務）

第９条 委員会の庶務は、津久見市防災危機管理室防災危機管理班において処理する。

（その他）

第１０条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、津久見市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。